

前橋市監査委員公表第2号

前橋市長から工事監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和3年4月5日

前橋市監査委員	根 岸 隆 夫
同	田 村 盛 好
同	中 林 章
同	小曾根 英 明

都市計画部工事監査結果に係る措置通知書

措置日 令和3年2月19日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象所属：建築住宅課】</p> <p>1 産業廃棄物の処理について（要望事項）</p> <p>荻窪温泉あいのやまの湯個室浴槽改修工事（緊急）において、浴槽の断熱材として吹き付けられた発泡ウレタンを撤去し、処分したものであるが、ウレタン材の撤去及び処理に要する費用は計上したものの、廃棄物の処理に関する明確な指示を行っていなかった。</p> <p>また、廃棄物の処分に当たり、他の工事の廃棄物と一緒に処分したことで発注者への報告が行われていなかったことから、産業廃棄物としての収集運搬処理の状況が不明確であった。</p> <p>国土交通省の定める「建設副産物適正処理推進要綱」では、建設廃棄物の処理における発注者の責務と役割として、適切な費用を負担するとともに、実施に関しての明確な指示を行うこと、また、元請業者の責務と役割として、排出事業者として建設廃棄物の再資源化等及び処理を適正に実施するよう努めなければならないと規定されていることから、産業廃棄物の発生が見込まれる場合、工事の発注に当たっては、廃棄物の処理に関する明確な指示を行うとともに、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条各項（事業者の処理）」及び「同法第12条の3各項（産業廃棄物管理票）」の規定に基づいた廃棄物の適正な処理の状況を確認するため、受注者から「産業廃棄物処理計画書」及び「産業廃棄物処理報告書」の提出を受けるよう検討されたい。</p>	<p>産業廃棄物の処理については、緊急工事であっても、廃棄物の処理に関する事項が記載された現場説明書又は仕様書を受注者に交付するとともに、廃棄物の処理が適正に実施されていることを確認するため、受注者に「産業廃棄物処理計画書」及び「産業廃棄物処理報告書」の提出を求め、発注者として該当工事で発生した産業廃棄物の収集運搬処理の状況を確認するよう改善した。</p>

建設部工事監査結果に係る措置通知書

措置日 令和3年3月5日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象所属：道路管理課】</p> <p>1 過積載の防止について（指摘事項） 交通安全施設整備事業 道路照明灯設置工事（道管第16号）において、歩道舗装版の取り壊しで発生したアスファルト塊を軽貨物自動車で運搬したものであるが、当該運搬車両の最大積載重量を超えて運搬していた。 「道路交通法施行令第22条第1項第2号」で、積載物の重量は、自動車にあつては自動車検査証、保安基準適合標章又は軽自動車届出済証に記載された最大積載重量を超えないことと規定されていることから、工事で発生した廃棄物等の運搬に当たっては、運搬に用いる車両で定められた最大積載重量を超えた運搬が行われていないことの確認をするとともに、受注者に対し、過積載の防止についての指導徹底を図るよう改善されたい。</p> <p>2 橋梁定期点検に伴う事故防止及び安全対策について（要望事項） 防災・安全交付金（道路）橋梁定期点検業務（第4号）において、令和元年8月に実施した「粕川10号橋 ささら橋（木造歩道斜張橋）」の現地踏査の結果、橋梁の構造体である横桁や斜桁などの部材に腐朽による劣化や破断が認められたため、9月と12月に職員による現地確認を行い、翌年の1月28日から30日までの期間で木橋診断士による点検を行った結果、主桁、横桁及び斜桁などの部材に腐朽による劣化、剥落、亀裂、破断などの著しい損傷が確認できたことから、同年2月3日から通行止めの措置を講じた。 「道路法第42条第1項」で、道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならないと規定され、更に、「同法第46条第1項第1号」で、道路管理者は、道路の破損、決壊その他の事由に因り交通が危険であると認められる場合においては、道路の構造を保全し、又は交通</p>	<p>過積載防止については、完成検査時に、産業廃棄物の処理報告を含む管理書類の作製方法を改善するための指導を行っている。 引き続き、対象業者に対して過積載防止の取り組みの指導を行うとともに、施工条件明示において構造物取壊しの管理に係る記載内容を工夫することとした。</p> <p>道路の維持又は修繕については、道路法第42条第1～3項の規定に基づき、適切に実施している。今回、道路法第46条第1項の規定に基づく通行の禁止措置は、橋梁定期点検における技術的基準に基づき、速やかに行ったものであり、適切な時期に行われたものである。 指摘では「損傷の認知から通行止めの措置までに6か月間を要しており、その間の事故の防止や安全対策が特に行われていなかったことは、道路法に定める道路と一体となる橋梁の維持、保全並びに交通の危険防止に係る適切な措置が講じられていたとは言い難い」とあるが、道路管理者としては、現地踏査報告後、速やかに職員により当該橋梁の損傷確認を行い、即座に落橋や事故に繋がるような状況で無い事を確認し、供用を継続したものであり、その時点での対応は適切なものである。 しかしながら、今回の要望事項に対し、</p>

<p style="text-align: center;">監 査 結 果 (指摘・要望事項)</p>	<p style="text-align: center;">指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等</p>
<p>の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができることと定められていることから、現地の踏査実施以降、台風の影響などによる2か月程度の業務の中断期間はあったものの、損傷の認知から通行止めの措置までに6か月間を要しており、その間の事故の防止や安全対策が特に行われていなかったことは、道路法に定める道路と一体となる橋梁の維持、保全並びに交通の危険防止に係る適切な措置が講じられていたとは言い難いため、部材の損傷など、橋梁の危険性を認知した場合は、事故の防止並びに通行の安全を確保するために必要な対策を直ちに講ずるよう検討されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって一般交通に支障を及ぼさない。 ・道路の破損、決壊その他の事由に因り交通が危険であると認められる場合においては、速やかに道路の構造を保全する。 ・交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限する場合においては、速やかに対応する。 <p style="margin-left: 40px;">これら更なる改善を図れるかについて、課内で他の事例などに照らし合わせ考量できる体制を構築し、検討していく。</p>